

学生相談について

1. 学生支援の取り組みについて

(1) 学部生を対象とした取り組みについて

入学時のオリエンテーションやガイダンス、クラス担任制、オフィス・アワー、ピア・サポート等学生同士で相互に支援する制度等、学部生を対象とした取り組みについて調査した(外国人留学生のみを対象とした取り組みを除く。外国人留学生対象の取り組みについては後述)。

入学時のオリエンテーションやガイダンスについては、大学・短大・高専のいずれにおいても、98%以上の実施率となっている。

教員によるサポート制度のうち、クラス担任制はほとんどの大学等で実施されている(表1)。クラス担任制を取り入れている大学等のうち、1年生のみクラス担任制を導入している大学は8%程度、短大は4%未満であり(1年生のみに実施している高専はなし)、多くが卒業年次まで広く実施しているとの結果を得た。なお、担任教員1人あたりの平均担当学生数については、学級制である高専を除き、大学・短大によって差があることが分かる(表2)。

オフィス・アワーの実施状況は次ページに掲載した(表3)。なお、オフィス・アワーの「その他」の回答としては、学部等によって異なる、制度としては実施していないが教員が自主的に実施している、オフィス・アワーでなく常に研究室待機を原則としている、などが挙げられた。

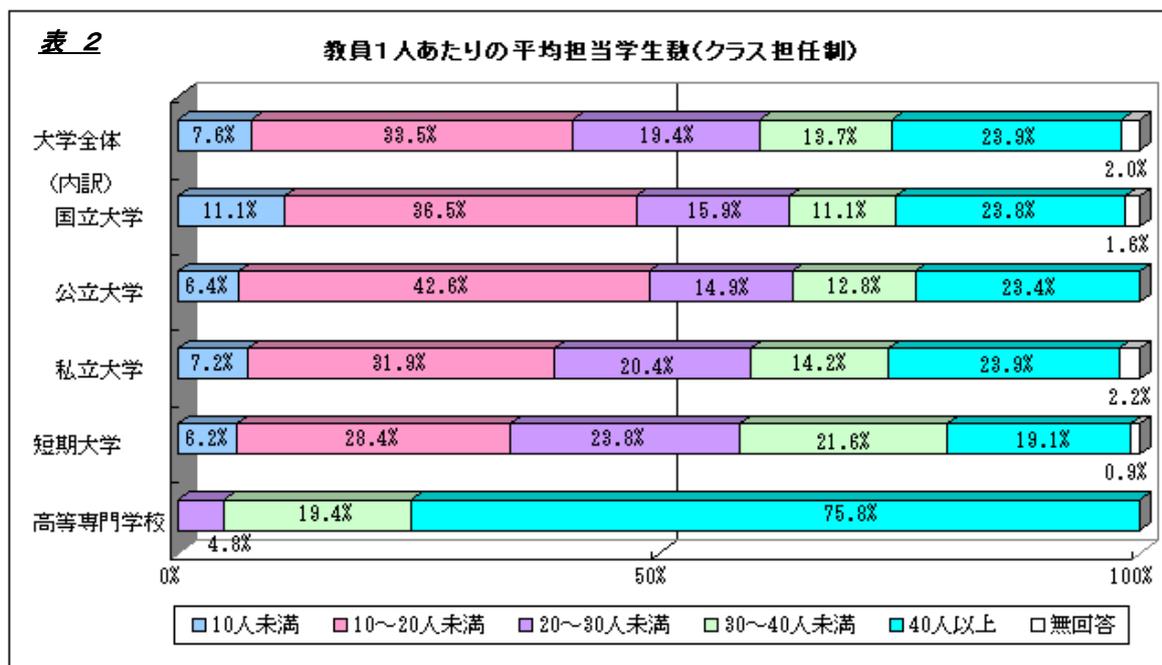
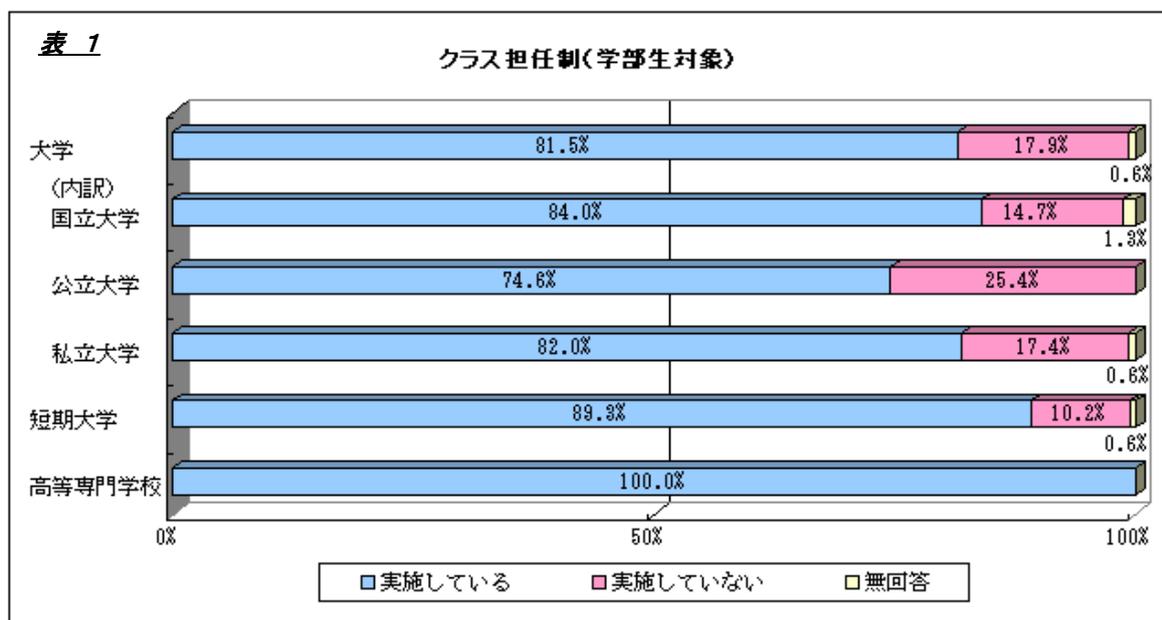
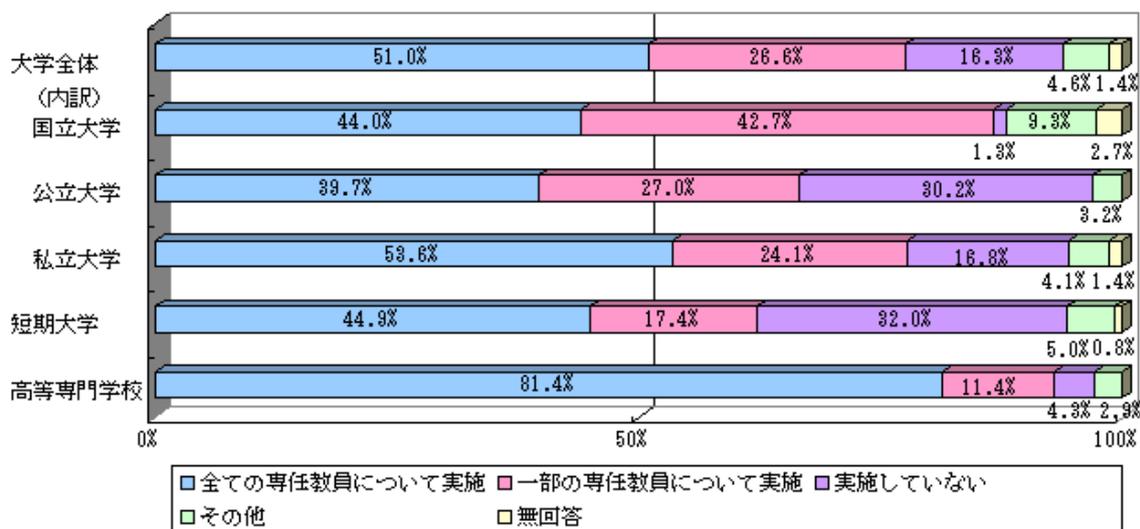


表 3

オフィス・アワー(学部生対象)

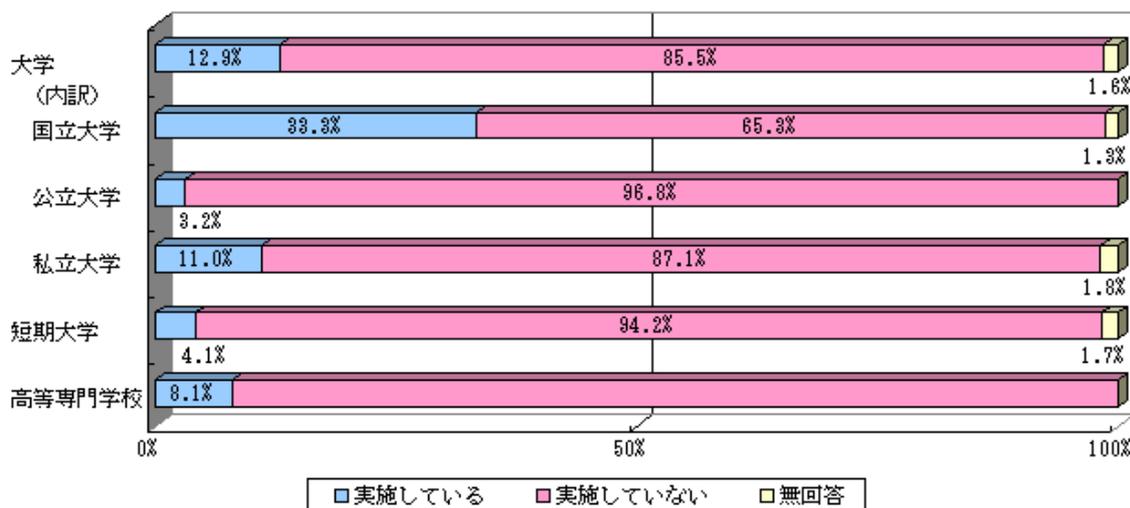


ピア・サポートなど、学生同士で相互に支援する制度については、実施していると回答した大学等は101校であった(表4)。学生の相互支援制度を実施していると回答した101校のうち、大学(高専)としてサポートをする学生(以下、「ピア・サポーター」)に対し、何らかの支援を行っているのは大学で約74%、短大で約66%、高専で約40%という結果であった。なお、具体的なピア・サポーター等への支援としては、主に以下のような回答があった。

- ・ 経済的支援(謝礼(謝金・金券)、消耗品(文房具など)、交通費、合宿費などを支給)
- ・ 物品・備品の貸し出し、活動場所の整備
- ・ 学生相談室等と連携しカウンセラー等が助言、担当教職員とのミーティングを実施、ピア・サポーターの支援を担当するアドバイザーを配置
- ・ ピア・サポーター向けに、サポートに関する研修や養成講座(合宿形式を含む)を実施
- ・ 活動に対し、表彰を実施
- ・ 活動の単位認定

表 4

学生同士で相互に支援する制度(学部生対象)



成績不振や出席状況不良、不登校(休学手続きをせずに大学(高専)に登校せず、試験等も受けない)の学生に対する取り組みの実施状況は次ページのとおりである(表5, 6)。

成績不振者に対しては、指導教員(クラス担任等)との個別面談、保護者への通知、補習の実施や、修学支援担当部署での相談受付などが実施されている。また、全体での順位を記した成績表を配布している大学や、保護者会・三者面談を実施している大学・短大もある。

不登校の学生へは、指導教員(クラス担任等)との個別面談や自宅訪問、郵送・メール・電話等による連絡の他、学生相談担当スタッフによるカウンセリングなどで対応している。保護者への連絡や保護者同席の面談を行っている場合も多い。

表 5

成績不振学生に対する取り組み(学部生対象)

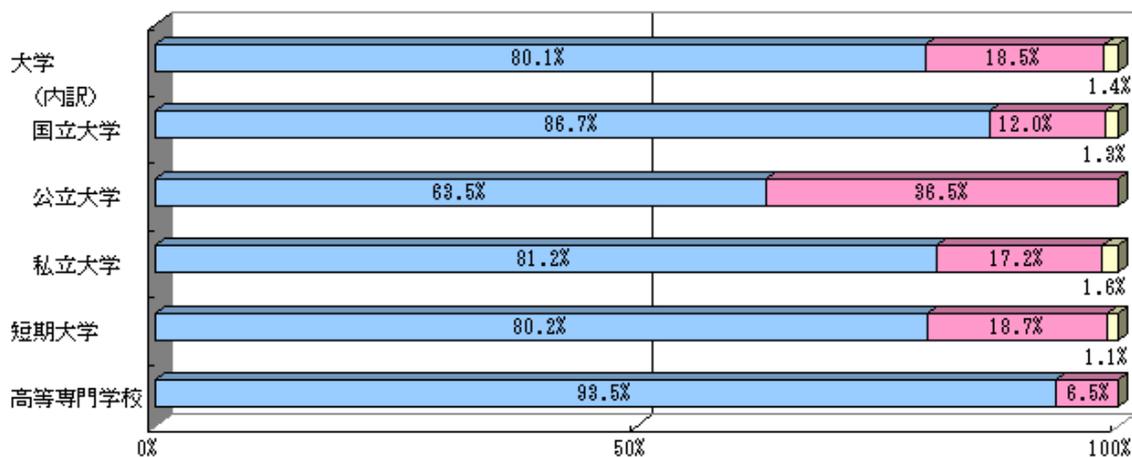
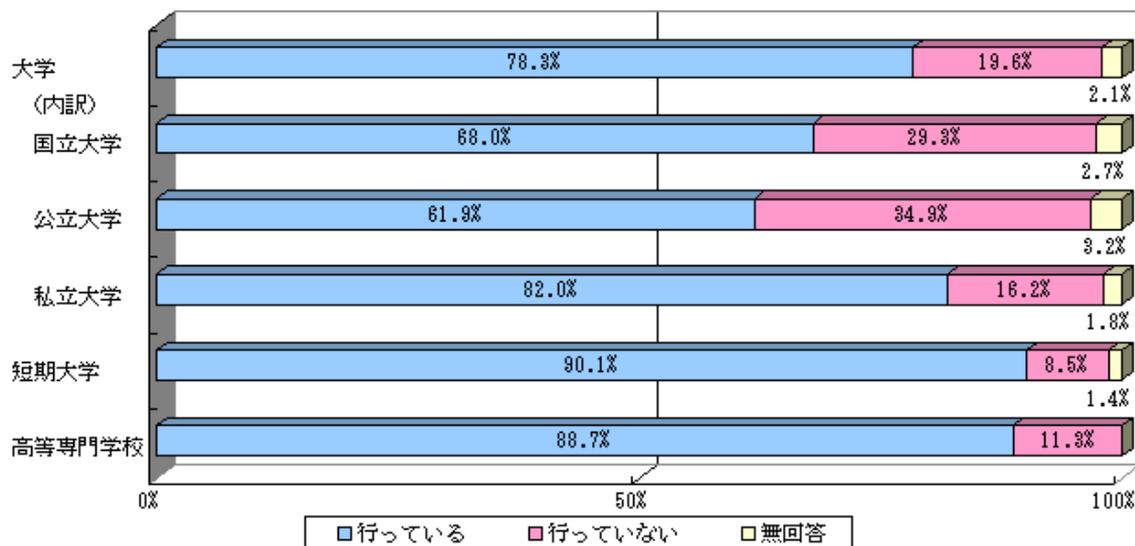


表 6

出席状況がよくない学生・不登校学生に対する取り組み (予防のための取り組みを含む、学部生対象)

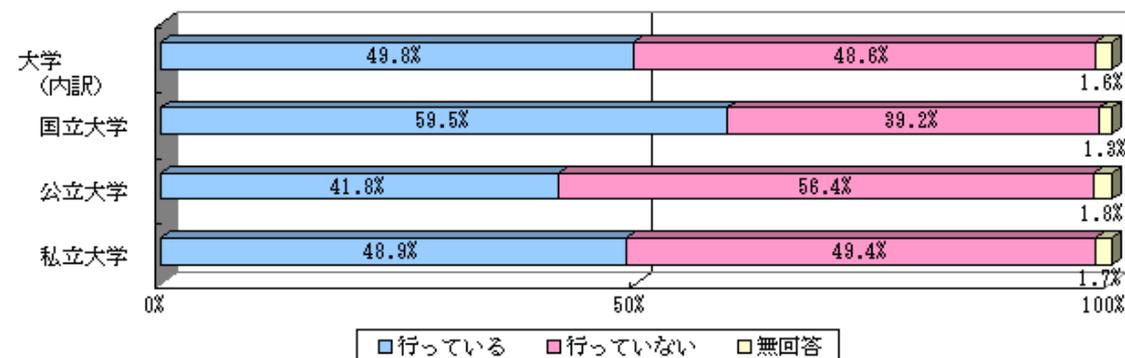


同様に、大学院生を対象とした、学業や研究の行き詰まりに対する取り組みや不登校の学生に対する取り組みについて調査した(外国人留学生のみを対象とした取り組みを除く。予防のための取り組みを含む。表7)。

具体的な取り組みとしては、学部生に対する取り組みとして挙げられたものに加え、「メンター教員が学習活動を含めた学生生活指導にあたっている。実習指導はプリセプター教員が個別に実施している」(天使大学)など、学生1人に対して複数の教員を配置しているものや、「主として指導教員が対応しているが、その他に「研究上の悩み相談員」制度を置き、指導教員以外にも相談しやすい環境を整えている」(長岡技術科学大学)などの取り組みがあった。

表 7

学業や研究の行き詰まりに対する取り組み、不登校の学生に対する取り組み (予防のための取り組みを含む、大学院生対象)



(2) 外国人留学生を対象とした取り組みについて

外国人留学生が在籍していると回答した大学等における、外国人留学生のみを対象とした各取り組みの実施率は以下のとおりである(表8, 9, 10)。

表 8 入学時のオリエンテーションやガイダンス(外国人留学生のみ対象)

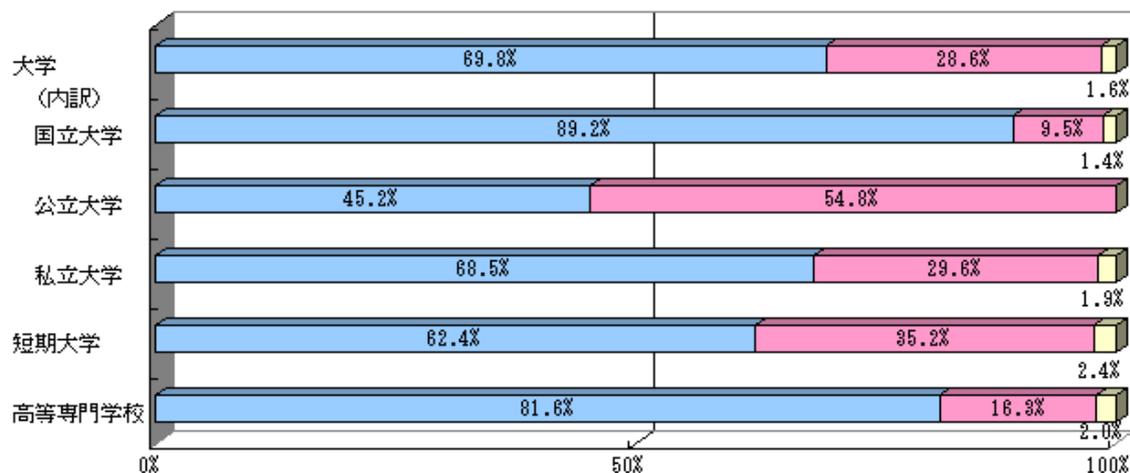


表 9 クラス担任制(外国人留学生のみ対象)

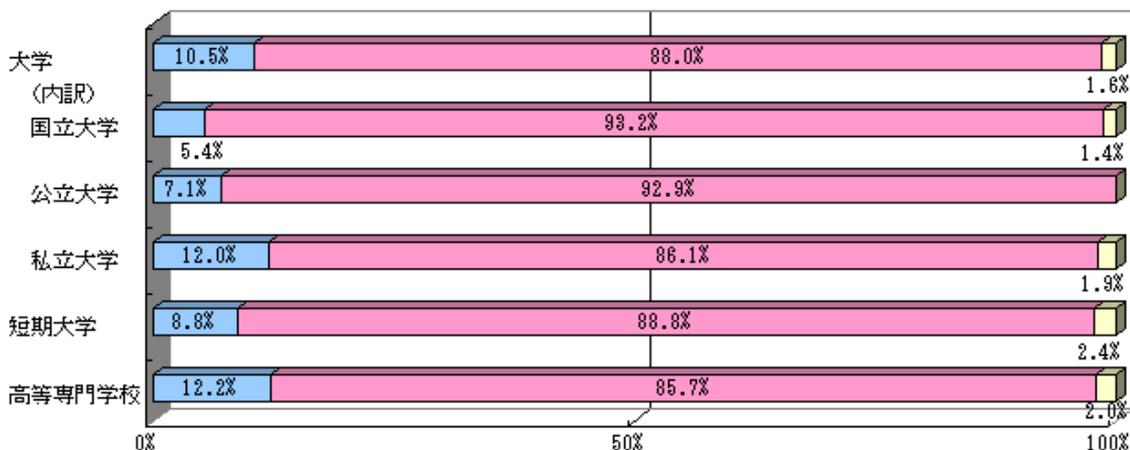
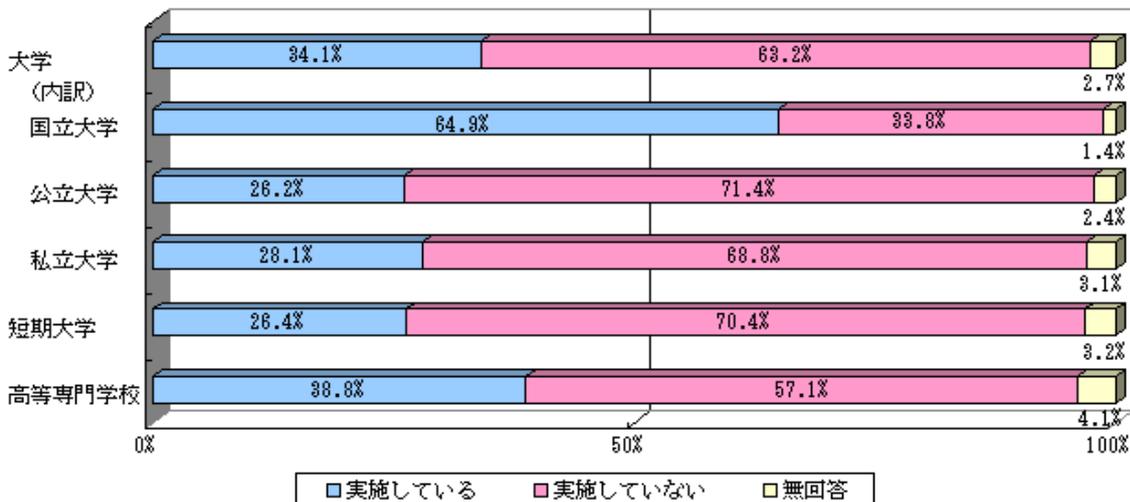


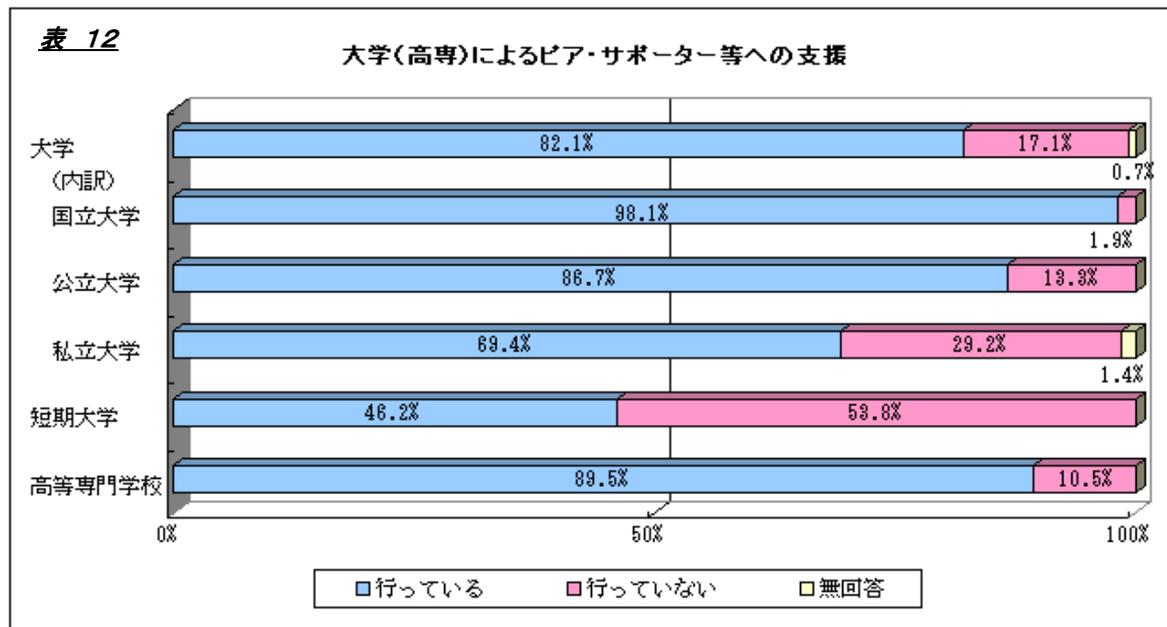
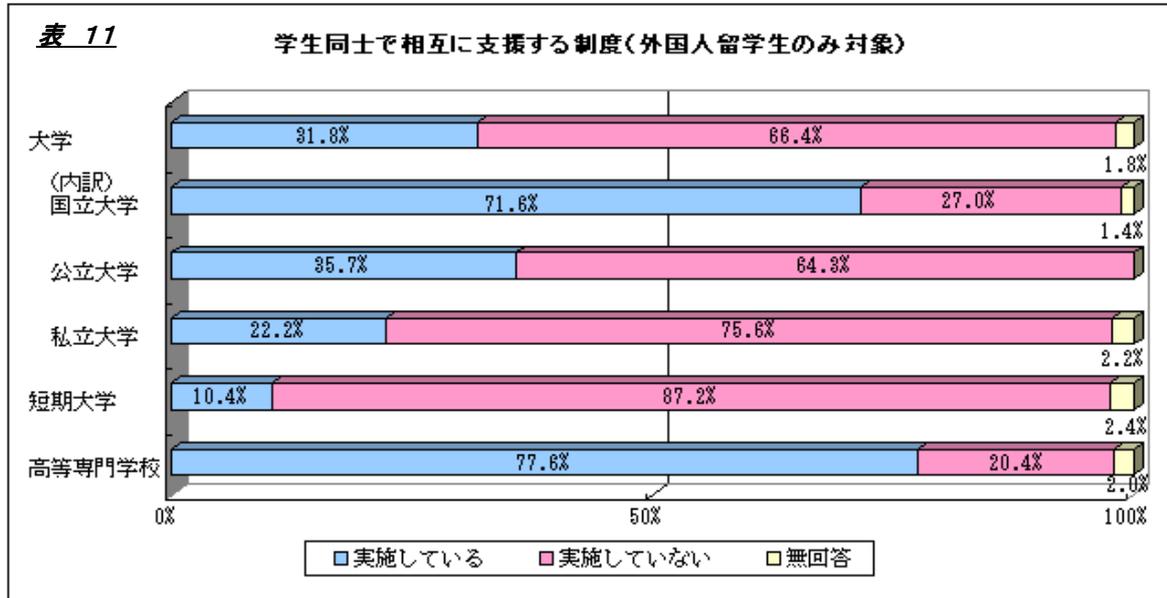
表 10 外国人留学生担当教員のオフィスアワー



■実施している ■実施していない □無回答

外国人留学生のみを対象とする学生同士で相互に支援する制度については、学部生(外国人留学生を除く)対象のものと比較し、実施率が高い結果になった(表11)。

学生同士で相互に支援する制度(外国人留学生のみ対象)を実施している大学等における、サポートをする学生(以下、「ピア・サポーター」)に対する大学(高専)としての支援についても、短大で若干低いものの、大学・高専では外国人留学生を除く学部生対象の制度より高くなっている(表12)。具体的なピア・サポーター等への支援としては、支援を行っている大学等の約85%から、謝礼として謝金や金券等を支給しているという回答があった。



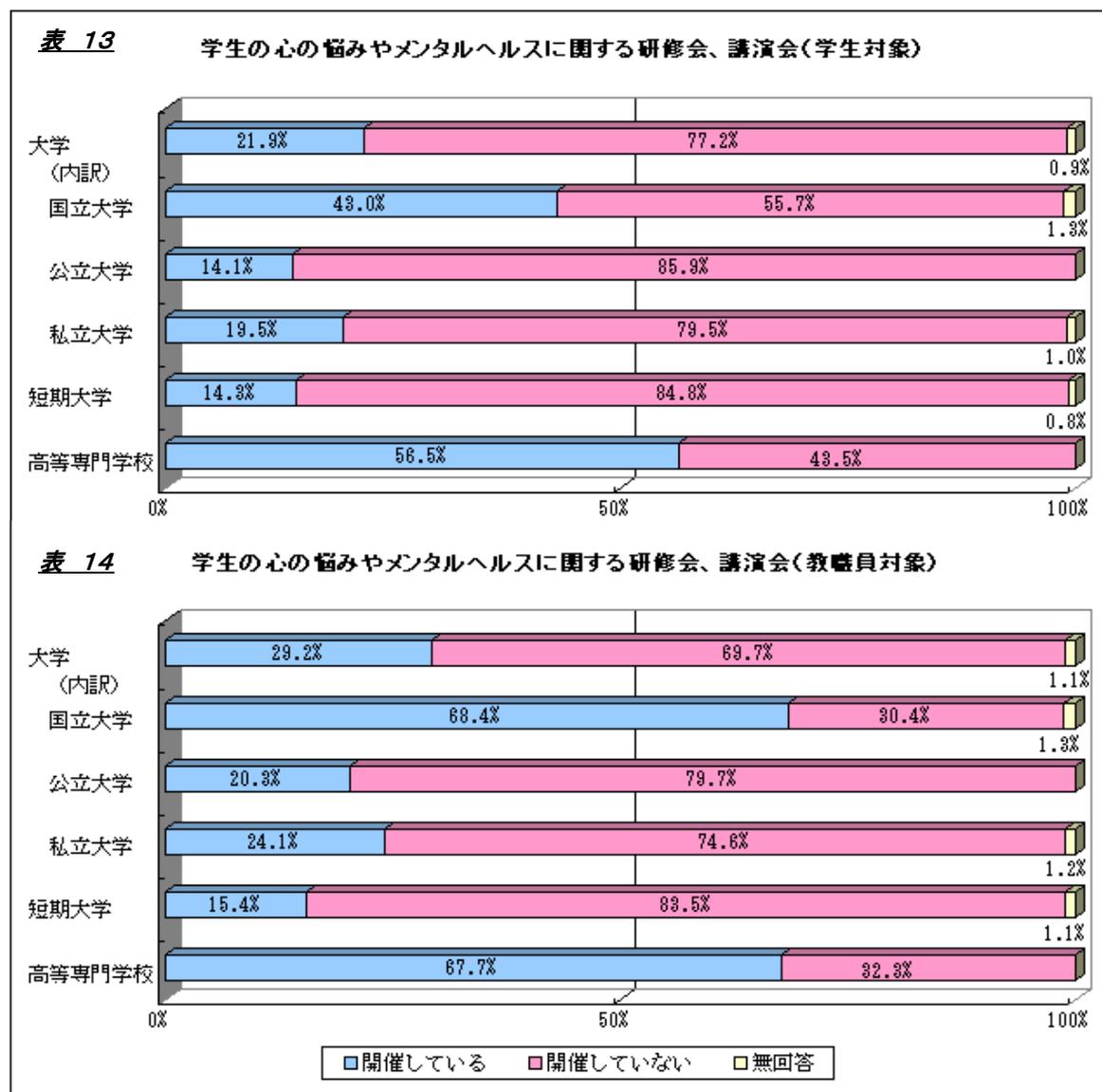
(3) その他の予防的取り組みについて

学生の心の悩みやメンタルヘルスに関する研修会・講演会等の実施状況は、以下のとおりである(表13, 14)。

研修会・講演会等を実施していない理由としては、学生向け・教職員向けとも、時間的制約がある(学生のカリキュラムが過密、参加対象教職員・実施担当者が多忙)、専門スタッフ・予算が不足、「学生の様子から心の問題を抱えている学生が多いと見受けられないため、集団研修の必要性はない」、「現在の学生相談の状況を鑑みると、緊急性を感じられない」などが挙げられた。

上記に加え、学生向けに研修会等を実施していない理由としては、「その他の方法を用いている(掲示、パンフレット、新入生オリエンテーション、授業科目等)」のほか、「カウンセリングなどの個別対応を重要視している」、「集団を対象とする必要を感じない」、「学生が少ないため密に個別対応可能」などがあつた。教職員向けに実施していない理由としては、学生向けと同じく「その他の方法を用いている(会議での周知や冊子の配布、学外の研修会への参加)」のほか、「相談を受け付ける担当者は特定されている」、「窓口担当者は開催が必要であると感じているが、学内全体としてはまだその認識が浅い」という回答もあつた。

なお、保護者向けに学生の心の悩みやメンタルヘルスに関する研修会・講演会等を実施しているのは、大学・短大・高専合計で41校あつた。



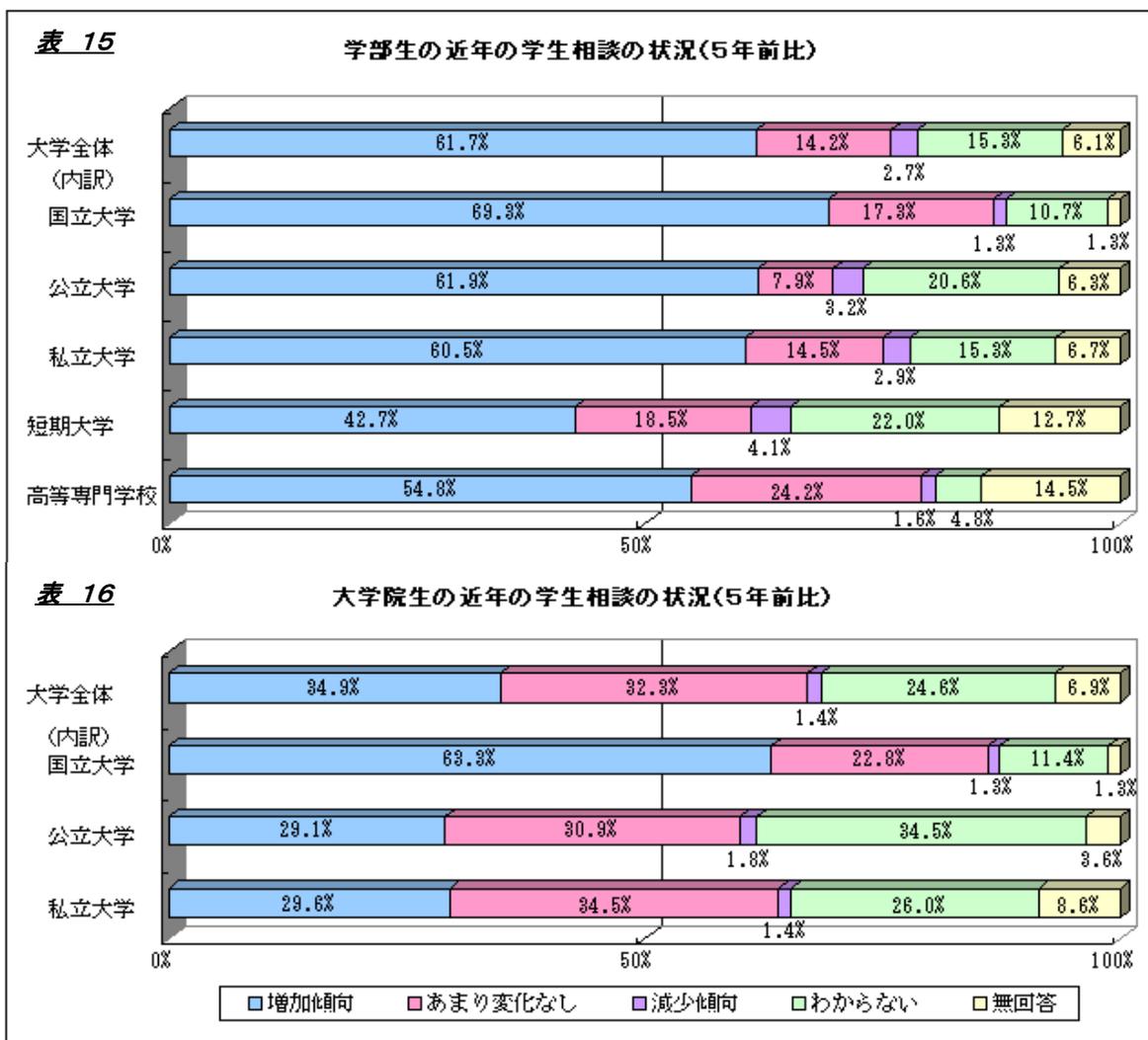
学生の宗教トラブル、悪徳商法・架空請求などの消費者被害を未然に防止するための取り組みについては、大学全体の90.5%、短大の83.5%、高専の67.7%で「実施している」との回答を得た。昨今の社会情勢を反映してか、これらの取り組みはかなり定着しているといえる。

具体的な方法としては、掲示・リーフレット配布(9割以上)が最も多く、以下ガイダンス等の実施、ホームページでの注意喚起が続いた。その他の方法として、保護者向けの講演会等の実施、全員へ配布する学生便覧や学生手帳等への注意文記載、大学等による許可を得た団体以外の学内での勧誘やチラシ・ビラ配付の禁止などが挙げられた。

2. 学生相談の現状について

5年前と比較した、近年の学生相談の状況について、学部生の相談が増加傾向にあると回答した大学等が半数程度を占めた(表15)。また大学院生に関しては、大学院生が在籍していると回答した大学のうち、約2/3の国立大学と、同じく約1/3の公・私立大学で増加傾向にあるとの結果を得た(表16)。学部生・大学院生にかかわらず、減少傾向にあると回答した大学等は各校種とも5%未満であり、ほとんどの大学等で学生相談が横ばいあるいは増加していることがうかがえる。

なお、学部生、大学院生のほか、保護者、教職員からの相談が増加傾向にあると回答した大学等がそれぞれ41校、32校あった。

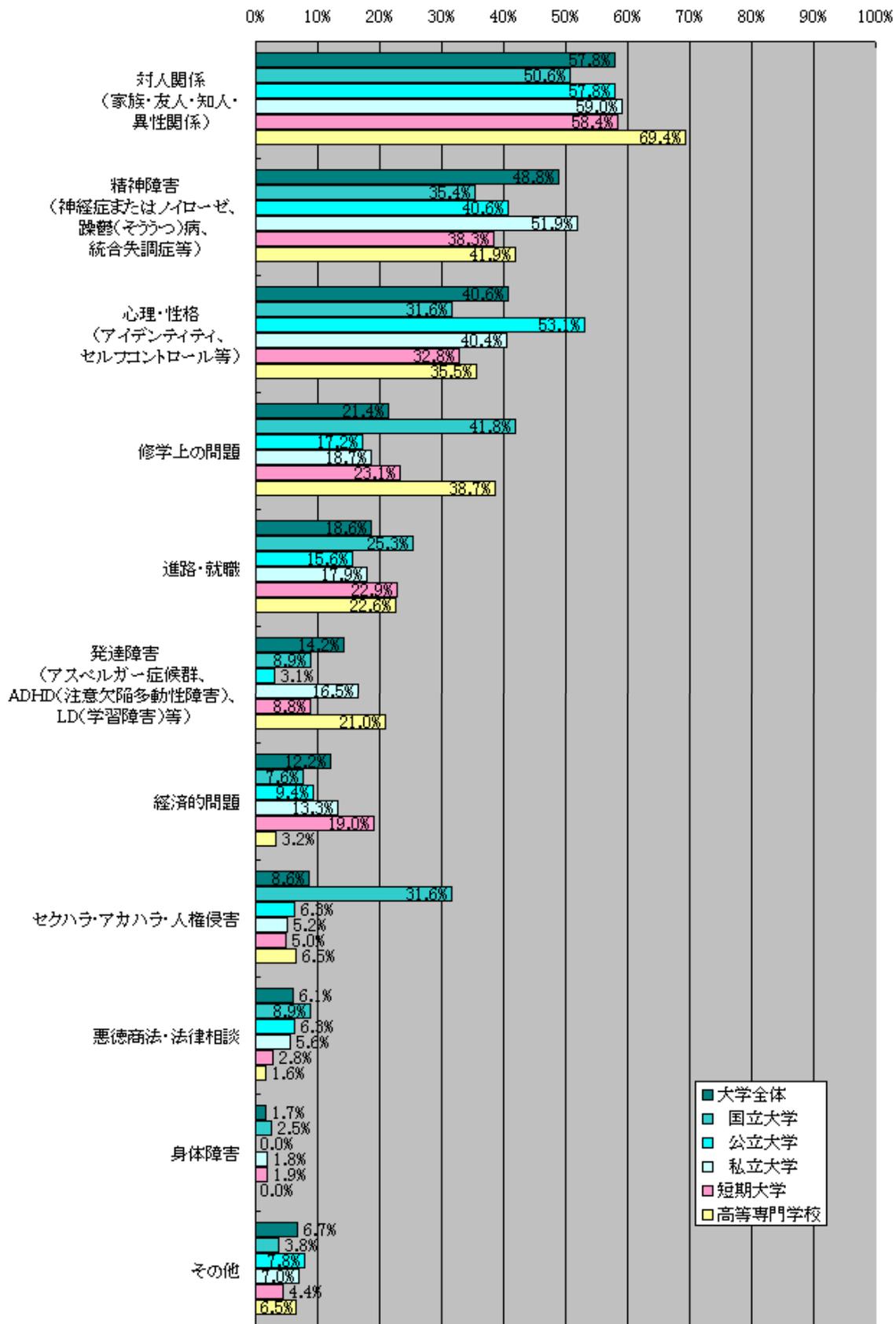


さらに、5年前と比較して、特に増加していると思われる相談内容については、次ページのような結果となった(表17)。

増加していると思われる相談内容としては「対人関係(家族・友人・知人・異性関係)」が最も多く、次いで「精神障害(神経症またはノイローゼ、躁鬱(そううつ)病、統合失調症等)」や「心理・性格(アイデンティティ、セルフコントロール等)」といった内容が挙げられ、以下、「修学上の問題」や「進路・就職」が続いた。また、2005年4月に支援法も施行された「発達障害(アスペルガー症候群、ADHD(注意欠陥多動性障害)、LD(学習障害)等)」に関する相談が増加傾向にあるという大学等が、130校近くあった。さらに「その他」として、摂食障害、適応障害、ストーカー問題、宗教の勧誘などが挙げられた。

表 17

特に増加していると思われる相談内容(5年前比、3つまで複数回答可)



3. 特色ある取り組み・課題について

(1) 特色ある取り組みについて

学生相談に関する特色ある取り組み、強化・充実している取り組み、既述の取り組みのうち、工夫している点などについては、参考資料に記載した。

(2) 課題となっていることについて

全体的な状況は以下の記述に集約・代表されるといえる。

「○潜在的に悩みを抱えていながら学生相談室に相談できない学生に対する対応と、相談員の不足、就職相談の件数が急増していることから相談に従事する職員が不足している。○また、精神的な悩みを抱える学生の相談が急増しており精神科医等へのリファーポイントの見極めが重要な課題である。○相談員専門職(医師・カウンセラー)の人数不足、特に分散型キャンパスのため、メインキャンパス以外の学部(で)の不足が問題となっている。○カウンセリングを受ける学生が急増している上、相談内容が複雑かつ多様化しているため、相談員以外の教職員の協力体制を整える必要がある。○指導教員及び補導教員がきめ細かく学生指導にあたり、悩みを抱えている学生の発見に努めカウンセリング等を受けるような体制を作ることが必要と思われる。また、今後益々カウンセリングを受ける事が必要な学生の増加が予想されるので、相談機関員の増員が必要となる。○カウンセラーの人員不足・近年の学生は、入学時点から精神的に未熟であり、対人関係うまく保てない面がある。」(中部/国立大学)

課題の整理をすると、以下のようになる。

[学生相談の対象・内容]

- ・悩みを抱えていながら学生相談に来ない学生への対応
 - 回答例として示したことも影響している可能性があるが、この課題認識が最も多く、ほとんどの大学等が課題としていると思われる。
- ・相談件数が増加傾向にあることへの対応
 - 次に多いのがこの課題であり、件数の量的増加傾向が指摘されている。
- ・問題の早期発見
- ・相談内容に幅がありすぎ対応が困難となっており、業務が多岐にわたる
- ・心理、身体以外の学生相談(学籍・学業・就職等)の必要性
- ・不登校・引きこもりには学生相談室では対応が難しく、学生指導体制の見直しが必要(学生指導体制の見直し、学内全体での支援枠組みの見直し)
 - 以上が比較的頻度高くでてきた課題である。
 - この他、以下のような課題が挙げられた。
- ・大学院生への相談体制の充実
- ・学力不振、経済的悩みなどを併せ持つ学生への支援の困難性
- ・うつ病症状が多発しているが、卒論・修論指導と治療との関係で苦慮する場合がある
- ・軽度発達障害の学生への援助
- ・アスペルガー症候群の学生に対する学業および就労支援
- ・メンタルヘルスと同様に、身体感覚機能障害の学生への支援
- ・種々のハラスメント(セクハラ、アカハラ)への対応
- ・留学生に対する支援策(心理的問題が増加)
- ・留学生と指導教官とのトラブルへの対処

[カウンセラーの不足]

- ・カウンセラー等のマンパワーの不足
 - 集約すると、この項目の最も多い課題といえる。以下は関連する課題である。
 - － 学生相談に専任のスタッフがいない
 - － 常駐の相談員、カウンセラーがいない
 - － カウンセラーが一人では多忙で、時間の制約等がある
 - － 学内相談員が教員の兼任であり、専任でないことの問題、相談室員の専任化
 - － 専任カウンセラーの不足
 - － 専門カウンセラーの常駐
- ・相談員に臨床心理士や専門のカウンセラーが必要(一般教員が担当している場合)
- ・カウンセラーが兼任あるいは一人であることの問題点
 - － 相談学生の選択肢がなくなる
 - － 教員カウンセラーとは別に専任のカウンセラーが必要(授業等との関係で相談がしにくい、十分な時間が取れない)
- ・学外からのカウンセラーの確保(学内の教職員・学生に対し第三者の立場が必要)
- ・メンタルヘルスの専門家が必要(精神科医が必要)

[学生支援・相談体制]

- ・学生相談室の常時開室と人の常駐(相談を受けたいが授業履修の都合上、困難な場合がある)
- ・学生相談室の土日・祭日・夜間の開室
- ・常駐インテーカー(最初の相談窓口の意)の確保

- ・問題の早期発見(再掲)
- ・悩みを持つ学生を「相談」にスムーズにつなげていく方法
- ・学生相談室利用への抵抗感や敷居の高さを取り除くこと
- ・相談受付窓口の専用化(併用だと相談しにくい)
- ・対処療法的支援だけでなく、新入生へのガイダンス等、問題の予防という視点からの活動の強化

- ・学生相談と関連する部署、アドバイザー等との連携
- ・学内の各種機関との連携が必要なケースの増加に対応した、全学でのサポート体制
- ・相談を受ける学生の増加と内容の複雑・多様化のため相談員以外の教職員の協力、体制の整備
- ・GPAによる学業成績不振者との面談増加にともない、学生相談室との連携が必要
- ・不登校・引きこもりには学生相談室では対応が難しく、学生指導体制の見直しが必要(学生指導体制の見直し、学内全体での支援枠組みの見直し)(再掲)
- ・学生相談室の状況が教授会等へ伝わりにくい
- ・学生相談に対する教職員の意識の改革(必要性を理解し、学生の悩みに共通の理解を持つための、啓蒙・広報・PR、相談活動)
- ・学生相談室の位置づけや専任相談員の身分的な改善
- ・学内連携と守秘義務との関係

- ・教職員・学生の連携による学生相談支援体制のネットづくり
- ・チューター制度の充実等、学生相談体制の見直し
- ・クラス担任・チューターの対応の個人差
- ・学生対応では最初の接点が重要(授業での教員・各種手続き等での事務職員、学生担当窓口等)、対応方法等についての教職員の研修が必要

[緊急時の対応]

- ・危機的状況(人格障害、精神障害など)にある学生への対応策
- ・危機的状況(人格障害、精神障害など)の場合の外部医療機関との連携
- ・暴力、授業妨害、キャンパス内での問題行動学生への対処
- ・自殺自傷学生への対応と支援
- ・事例が発生してからの状況把握、対応のタイムラグ(遅れ)の解消(すばやく対応)

[施設・環境等]

- ・学生相談室等の施設がない
- ・相談室スペースの不足
- ・相談室等の環境・場所の不適切(落ち着いて相談できない、相談に行きにくい場所)
- ・不安を抱える学生が落ち着ける場所(居場所)がない
- ・保健室を居場所とする学生の増加
- ・相談室の開室時間の制約がある(再掲)